

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年10月11日(月) 13:30 ~ 18:00		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
○ 主な審議事項			
(1) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について			
・事務局から他局の答申状況の報告を行った。			
・公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。			
協議の結果、時間額951円、引上げ額19円とすることで全会一致し、最低賃金審議会令第6条第5項適用により即日答申となった。			
(2) その他			
特になし。			
○ 主な意見の要旨			